

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 1 号）による生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）による児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例（令和６年伊丹市条例第
号）

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年伊丹市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

別表第１市長の項第１号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第２(１)市長の項第１号及び第３号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第４号中「又は特例給付」を削り、同項第２１号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表(２)市長の項第１号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

別表第３市長の項第３号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２(１)市長の項第４号の改正規定、同表(２)市長の項第１号の改正規定（「又は特例給付」を削る部分に限る。）及び付則第３項の規定は、令和６年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正前の伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第２(１)市長の項第１号及び同項第２１号の規定による進学準備給付金の支給に関する特定個人情報の利用については、なお従前の例による。
- ３ 改正前の条例別表第２(１)市長の項第４号及び同表(２)市長の項第１号の規定による特例給付の支給に関する特定個人情報の利用については、なお従前の例による。